

「31スタジオ」チラシ等設置に関する運用基準

1 目的

この運用基準は、情報コーナー「31スタジオ」にかかるチラシ・パンフレット等(以下「チラシ等」という。)の設置に関し、いなべ市における地方創生の推進に寄与する情報発信を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置基準

31スタジオに掲出・設置するチラシ・パンフレット等については、次の範囲のものとする。

- (1) 市内への回遊につながるイベント、催事、活動などの情報
- (2) 地域や地域の人々との関係づくりのきっかけとなる情報
- (3) 移住・定住のきっかけとなる情報
- (4) まちづくり拠点(にぎわいの森)に関する情報
- (5) そのほか、GCIが認めるもの

3 設置できないもの

設置基準に該当する場合であっても、次の各号に掲げるものを不可とする。

- (1) 単に営利を目的とするなど、運用の目的に合わないもの。
- (2) 政治的なもの。宗教的なもの。
- (3) 人権侵害、法令又は公序良俗に反するもの。
- (4) 問い合わせ先(担当者)が不明瞭のもの。
- (5) 掲出・設置期間が合わないもの。

4 設置方法

- (1) 設置希望者は、チラシ等を持参のうえ、一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ窓口(いなべ市役所2階)で事前申込を行う。
- (2) 設置料は無料とする。
- (3) 設置するチラシ等は最大A4サイズまでとする。ただし折り畳んでA4以下になれば可。
- (4) 設置期間中にチラシ等が無くなった場合は、その都度補充しても良いこととする。補充のタイミングや設置期間中の管理は設置者に一任する。
- (5) 設置開始は、受付終了時からとする。ただし、ラックに空きがない場合は空き次第の設置とし、イベント開催日又は申し込み終了日の2週間前には設置が開始される。設置終了はイベント開催日までとする。
- (6) 掲載終了日が短い掲出物を優先するため、設置期間中に一時撤去する場合がある。再設置にあたっては前項に準ずる。